

病床の整備計画の公募について

千葉県 健康福祉部 医療整備課医療指導班

電話番号: 043-223-3884

県では、令和4年1月に千葉県保健医療計画の中間見直しを行いました。

改定において、基準病床数の見直しを行ったところ、一般病床及び療養病床にあっては千葉、東葛南部及び東葛北部の二次保健医療圏において、病床の整備が必要となりました。

そこで、保健医療計画における医療提供体制の整備方策に沿う病床の整備計画について、既存病床数を時点修正（令和4年4月1日時点）の上、公募（公募期間6月1日～7月29日）を行い、応募状況を取りまとめました。

1 公募の対象の二次保健医療圏及び病床数

- ・ 千葉保健医療圏 182床
- ・ 東葛南部保健医療圏 1,251床
- ・ 東葛北部保健医療圏 1,043床

※ 上記の病床数は令和4年4月1日時点の既存病床数と基準病床数を比較し、不足している病床数です。

※ 実際の病床配分においては、令和4年10月1日時点の既存病床数と基準病床数を比較し、不足する病床数を整備することとします。

2 応募条件

「令和4年度の病床配分について」（千葉県医療審議会病院部会了承済）に沿う病床の整備計画であること。

令和4年度の病床配分について

【一般病床および療養病床】

- (1) 病床の配分に当たっては、千葉県保健医療計画(令和4年1月改定)における医療提供体制の整備方策との整合性を図る必要がある。
- (2) 具体的には、二次保健医療圏（地域医療構想における構想区域）ごとに不足する病床機能を担う病床であることを原則とし、地元市町村、地区医師会及び地域医療構想調整会議等の意見を考慮し、下記の優先順位により、基準病床数の範囲内で配分を行う。
ただし、不足する病床機能以外の機能の病床を整備しようとする場合において、書面によりその理由等が明確にされた病床の整備計画については、配分について配慮する。
- (3) 医療法第7条第3項の規定により、知事の許可を受けなければならないとされている有床診療所についても病床配分の対象とする。
- (4) 令和7年12月末までの整備又は着工を条件とする。

【優先順位】

千葉県が目指すべき医療提供体制を実現するための施策に沿う次の病床について、優先して配分を行う。

- ア 地域医療構想の各構想区域において不足している医療機能に係る病床 ※
- イ その他、千葉県保健医療計画の実現に向けて必要な病床

※ 病床機能報告結果等による当該区域の機能別病床数と必要病床数を比較して、不足している医療機能にかかる病床のこと。

3 応募状況
別紙参照

4 今後のスケジュール

令和4年	9月～10月	応募者へのヒアリング
	10月～11月	地域医療構想調整会議等での応募者による説明
令和5年	1月～2月頃	千葉県医療審議会病院部会において審議の上、 病床配分を決定し、応募者へ通知。

別添一覧表

公募対象区域の機能別病床数及び必要病床数

	高度急性期			急性期			回復期			慢性期		
	必要病床数 (床)	病床機能報告 (床)※	差	必要病床数 (床)	病床機能報告 (床)※	差	必要病床数 (床)	病床機能報告 (床)※	差	必要病床数 (床)	病床機能報告 (床)※	差
千葉	1,077	1,019	△ 58	3,028	4,042	1,014	2,520	1,186	△ 1,334	1,859	1,729	△ 130
東葛南部	1,376	1,661	285	4,783	5,900	1,117	4,072	1,844	△ 2,228	2,779	1,899	△ 880
東葛北部	1,386	2,077	691	4,227	4,482	255	3,647	1,241	△ 2,406	2,439	1,879	△ 560
三医療圏計	3,839	4,757	918	12,038	14,424	2,386	10,239	4,271	△ 5,968	7,077	5,507	△ 1,570

※ 令和3年度病床機能報告（確定値：令和3年7月1日現在）